令和5年7月大雨災害で被災されたる 久留米市内にお住いの皆様へ

り災証明書交付申請代行を行政書士が無料で行います

家や車・店舗等が浸水被害に…どうすればいい?

り災証明書の交付申請を行いましょう

り災証明書とは、災害で被害を受けた住家などに対し被害の程度を 証明するものです。各種支援制度を利用する際に必要になります。

被害の実際の状況や当時の写真により市が調査を して証明書が発行されます。

この度の大雨災害で被害に遭われた皆様に、 心よりお見舞い申し上げます。 行政書士が被害に遭われた皆様のり災証明書交付 申請のご相談や代行申請に"無料"で応じます。 誰ひとり取り残さないためにも、お知り合いや ご近所の方でお困りの方にお声がけください。

行政書士は、お客様の依頼を受けて業務として行政官庁へ提出する書類を作成できる国家資格者です。

≪ご依頼・ご相談はこちらへ≫

☎ 050-5369-0724

2 4 時間受付 担当者が折り返しご連絡いたします

実施主体

福岡県行政書士会

実施担当 福岡県行政書士会くるめ支部

久留米市城南町12-26ブランシェ城南3階G号室

電話番号:(代) 050-5369-1685 👂 行砲車士 🤇 🐯 🏚

事務局宛メール:kurumeshibu@kurume-gyosei.com

